

ICT産業基盤強化事業 受託者募集要領

1 目的

自社開発商品等の販売力を強化するための研修や急速に進展するICT技術に関する研修を実施することで、県内ICT企業の経営力や技術力の強化を図るとともに、首都圏等のICT企業との商談会を開催し、販路拡大の機会を創出する。

2 委託料の上限額

2,366,000円以内（税込み）

3 事業概要

(1) ICT企業人材育成

①経営力強化研修

ア 研修の内容

ICT企業の経営力強化につながる、自社開発商品等の販売力を強化するための研修を実施する。

※ 事業拡大に成功した経営者本人からノウハウを学ぶ等、県内企業のニーズに沿った、より実践的な内容とすること。

イ 研修の定員

50名以上

※ 研修の募集人数が定員未満の場合は速やかに報告し指示を受けること。

ウ 日程

1日以上

エ 事業の目標：研修受講者数 50名以上

※ 研修後に別添のアンケート調査を実施し、アンケートの3. 研修効果への期待感における全ての項目での評価が5段階で4以上の評価

オ その他

資料代については受講者の負担とする。

②技術力強化研修

ア 研修の内容

急速に進展するICT技術に関する研修を実施する。

※ 研修については、県内企業のニーズに沿った、より実践的な内容とすること。

イ 研修の定員

30名以上

※ 研修の募集人数が定員未満の場合は速やかに報告し指示を受けること。

ウ 日程

2日間以上 ※原則1日6時間以上とすること。

エ 事業の目標：受講者数 30名以上

※ 研修後に別添のアンケート調査を実施し、アンケートの3. 研修効果への期待感における全ての項目での評価が5段階で4以上の評価

オ その他

資料代については受講者の負担とする。

(2) ICT企業販路拡大強化

①事業の内容

本県ICT企業の受注機会と販路拡大の機会を創出するため、県外（主に首都圏）のICT企業との商談会を首都圏及び県内でそれぞれ1回開催する。

②参加企業

県外企業 10社以上、県内企業15社以上（宮崎）

県外企業 15社以上、県内企業10社以上（首都圏）

※ 参加企業の募集にあたっては、県内ICT企業のニーズを十分にとらえたマッチングが行えるよう、県外企業募集前や県内企業募集前など、事業遂行中の各段階において県と十分協議を行うこと。

③事業の目標

商談継続件数 10件以上

商談成立件数 2件以上

※ 参加企業への後追い調査により、商談の継続状況を把握し、報告を行うこと。

4 事業実施期間

契約の日から平成32年2月28日（金）まで

5 委託事業者数

1社

6 公募参加資格

- (1) 民間企業、個人事業主、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）を有するものであること。
- (2) 当該委託業務を円滑に遂行するための拠点（支店、営業所等）を県内に有すること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- (6) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受

けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)

7 提出する書類

下記書類を1セットにして、5部(正本1部、副本4部)を提出することとし、副本は押印不要とする。

- (1) ICT産業基盤強化事業提案書(様式1)
- (2) 団体等(申込者)概要(様式2)
- (3) 収支内訳書(様式3)

《添付書類》

- ① 企業の場合は商業登記簿謄本の写し、個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控えの写し、その他の法人及び団体は定款その他の規約の写し、又はこれらの事項を証明するもの。
- ② 納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く。)
※事業所所在地の県税・総務事務所で取得すること。
- ③ 過去2年分の決算書(決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体の活動内容が分かる書類。)
- ④ 許可等が必要な事業については、それを証明する書類の写し
- ⑤ 提案者の概要が分かる資料(パンフレット、定款等)

8 応募についての留意点等

- (1) 提案書等の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (3) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に、本要領「6 公募参加資格」を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- (4) 提案書等の作成及び提出に係る費用等、本提案に係る費用は、提案者の負担とすること。

9 契約についての留意点等

- (1) 県と契約の候補団体との委託契約については、事前に契約仕様書案で双方の意思確認を行う。
- (2) 委託契約を締結する前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付する。
ただし、次のいずれかに認められる場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 企画提案し選定された事業の新規雇用者数及び研修の内容・規模等については、双方で確認の上、変更する場合がある。

- (4) 委託事業によって生じた収入が、追加の事業（委託契約額以上に追加で実施した事業費等）を上回る場合は、その上回った額の返還が生じる。
- (5) 委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等は県に帰属する。
- (6) 委託費の支払いについては、概算払い（年2回に分けて支払う）とする。
- (7) 委託業務の第三者へ再委託は原則として禁止する。ただし、宮崎県知事の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。

10 募集期間

平成31年4月18日（木）から平成31年5月17日（金） 午後5時まで

11 審査方法

提案書の内容についてヒアリング等を実施予定。

ヒアリング等の日程等については、応募者に別途通知する。

12 問い合わせ先及び時間

- (1) 問い合わせ先 宮崎県商工観光労働部企業振興課工業・情報産業振興担当
（担当 河野）

電話番号 0985-26-7095（直通）

ファクシミリ 0985-32-4457

E-mail kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

- (2) 時間 9:00から12:00まで、13:00から17:00まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）